

○南相馬市かしま交流センター条例

平成26年6月30日

条例第18号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市民の協働によるまちづくりの推進を図り、住民相互の交流と活力ある地域社会の実現に寄与するため、南相馬市かしま交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称、位置及び施設)

第2条 センターの名称、位置及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かしま交流センター
- (2) 位置 南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1
- (3) 施設 大ホール、中会議室1、中会議室2、小会議室、和室、相談室、サロン

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民相互の交流・活動の場として施設の提供に関すること。
- (2) 市民活動の支援に関すること。
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(物品販売等の許可)

第 8 条 センターの利用者 (以下「利用者」という。) のうち、センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他センターの目的外利用に関する行為

(目的外利用等の禁止)

第 9 条 利用者は、センターの利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (2) この条例又この条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の目的が第 7 条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当する理由が発生したとき。

2 前項の規定により、利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、センターの利用が終了したとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 12 条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 13 条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第 14 条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体 (以下「団体」という。) を公募しなければならない。ただし、センターの適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 15 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの管理及び運営に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) センターの利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務
（指定管理者の指定の手續）

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) センターの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第18条及び第27条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準
（指定管理者の指定等の公告）

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第22条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
（管理の基準）

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正なセンターの運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
（協定の締結）

第19条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長とセンターの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。
（事業報告書の作成及び提出）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者によるセンターの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第23条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第24条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第26条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第27条 指定管理者及びセンターの管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて

講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

（市長による管理）

第28条 第4条から第7条まで、第10条から第12条まで、第23条、第25条、第26条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長がセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4条中「指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第5条中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条、第7条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第11条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第25条及び第26条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 センターの利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

（南相馬市まごころセンター条例の廃止）

3 南相馬市まごころセンター条例（平成18年南相馬市条例第106号）は、廃止する。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 2 3 条関係）

施設区分	1 時間当たりの利用料金 (午前 9 時から午後 9 時まで)
大ホール	6 0 0 円
中会議室 1 及び中会議室 2 を一体として利用する場合	5 0 0 円
中会議室 1	3 0 0 円
中会議室 2	3 0 0 円
小会議室	3 0 0 円
相談室	3 0 0 円
和室	3 0 0 円

備考

- (1) 利用時間は、準備及び後始末の時間を含むものとする。
- (2) 利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- (3) 商業宣伝、営利その他これに類する目的をもって利用する場合は、1 時間当たりの利用料金に 1 0 0 分の 2 0 0 に相当する額を加算する。